

# 舞鶴市いじめ防止基本方針

平成31年3月

舞鶴市教育委員会

## 目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	2
1 いじめの定義	2
2 いじめ防止等の基本理念	2
3 いじめ防止等のための基本施策	2
第2 いじめの防止等のために舞鶴市が実施する施策	4
1 舞鶴市いじめから子どもを守る会議の設置	4
2 教育委員会の取り組み	5
第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	6
1 学校いじめ防止基本方針の策定	6
2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	7
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	8
4 その他留意事項	13
第4 重大事態への対処	14
1 重大事態の発生と調査	14
2 調査の報告を受けた市長による再調査及び措置	16
第5 その他	16

## はじめに

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在であり、社会の宝として健やかに育つことは、市民全体の願いであります。

子どもは、成長の過程で失敗や成功を繰り返し、悲しさ、悔しさ、喜びや楽しさなどの感情が育ち、様々な体験や経験を重ねながら成長をしていきます。

学びの場である学校は、多くの子どもたちが生活する場でもあり、子ども同士は、それぞれの多様な考え方を受け入れ、友情を育むとともに、ときには考えの衝突もあります。

そうであるからこそ、学校は子どもたちにとって最も安心して安全な居場所であればならず、そこには、暴力もいじめも決してあってはなりません。

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。

また、いじめは、どの子どもにもどの学校にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の克服のためには、全ての児童等を対象としたいじめの未然防止及び早期発見の観点が重要であります。

舞鶴市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定および国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国基本方針」という。）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「舞鶴市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を策定します。

この「市基本方針」では、いじめを絶対許さない決意を明確に示し「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」にかかる取り組みを社会総がかりで推進し、社会全体で子どもを守ります。

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 いじめの定義

いじめとは、児童生徒（以下「児童等」という。）に対して、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童等の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別的行うことが重要である。

また、けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行ない、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

### 2 いじめ防止等の基本理念

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害である。

いじめの未然防止及び早期発見するためには、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となり、また、広く社会全体で取り組まなければならない。

いじめから子どもを守り救うためには、学校、保護者、地域など、市民一人ひとりが「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識を持ち、それぞれの役割を自覚し、主体的に、かつ連携して社会総がかりでいじめ問題の克服に取り組む。

### 3 いじめ防止等のための基本施策

#### (1) いじめの防止

幼児期の保育・教育において、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるような取り組みなど、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取り組みを推進する。

また、学校は、児童等の様子や学級・学年等の状況を把握し、すべての教職員が児童等の内面理解に努め、その変化に敏感であること。豊かな心を育て、互いに認め合い、支え合い、助け合う等の好ましい人間関係を築き、いじめを生まない学級・学校づくりにあらゆる教育活動をとおして取り組む。

保護者は、子どもが、いじめの被害者にも加害者にもなりうることを理解し、子どもの日々の表情等を観察し、小さなサインを見逃さない。子どもを、徹底して守り抜く姿勢と、いじめを容認しない強い意志を示す。いじめに気付き、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または連絡する。

市民、関係団体等は、子どもが健やかに成長することを願い、相互に連携していじめの防止に努める。

## (2) いじめの早期発見

いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことをよく認識し、子どもの挙動の変化を、学校・保護者・地域等が連携し総力で察知することに努める。集団の中で配慮を要する子どもに気付き、些細な言動から、心の訴えを敏感に感じ取れる感性を高める。

## (3) いじめに対する措置

いじめの兆候を発見した場合は、問題を軽視することなく、早期に適切に対応する。いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを徹底して守る姿勢を示す。いじめの事実確認は、いじめられた子ども・いじめている子ども

から経過や心情などを聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者、第三者などからも詳しく情報収集し、正確に把握する。事実確認や保護者の対応は、複数の教職員で行い、管理職の指示のもとに教職員間の組織的な連携と情報共有を行う。

#### (4) 地域や家庭との連携

学校は、PTAや地域関係団体との連携を促進するとともに、学校運営協議会や地域学校協働本部、放課後児童クラブ等学校と地域社会、家庭が連携協働する体制を充実させ、いじめの問題について協議等を行う機会を設ける。また、日頃から子どもが多くの人と関わることにより、いじめの早期発見につながることもあり、学校の内外で子どもと大人が交流する取り組みを進める。

#### (5) 関係機関との連携

いじめ事象が生じる背景に、家庭環境が要因として考えられる場合があり、市の福祉部局や子育て部局、児童相談所などの協力を得ることも視野に入れて対応する。教育相談の実施に当たり必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医療機関などの専門機関との連携を図る。いじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に警察署や少年サポートセンターに相談するとともに、子どもの生命や身体の安全が脅かされる場合には、直ちに通報する。

## **第2 いじめの防止等のために舞鶴市が実施する施策**

### **1 舞鶴市いじめから子どもを守る会議の設置**

舞鶴市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第14条第3項に

基づき、舞鶴市立学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うために教育委員会の附属機関として、条例により、「舞鶴市いじめから子どもを守る会議」（以下「子どもを守る会議」という。）を設置する。

子どもを守る会議は、教育委員会の諮問に応じ、市基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見から審議を行うこと、いじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図ること、法第24条に基づき自ら調査を行うものとする。

## 2 教育委員会の取り組み

### (1) いじめの防止・早期発見に関すること

ア 各学校の法第13条に規定する「学校基本方針」の策定状況及び法第22条に規定する「いじめ防止等の対策のための組織」（以下「いじめ防止対策委員会」という。）の役割が果たしているか等効果的な対策が講じられているか把握し、必要な指導・助言を行う。

イ 児童等に対し、全ての教育活動を通じて人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

ウ 児童等及び保護者に対し、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。

エ 毎年6月を「いじめ防止対策強化月間」として、定期的な調査その他の必要な措置を講じる。

オ 教育支援センター「いじめ相談室」において、児童等及び保護者からいじめに関する相談に応じるため、いじめ相談ダイヤルやいじめ相談メールなど、相談窓口を設置する。

カ 教職員が法の内容を理解し、いじめの防止等のための対策やいじめの問

題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう研修を行う。

## (2) いじめに対する措置

ア 教育委員会は、法第23条第2項の規定により学校からいじめの報告を受けたときは、当該学校に必要な支援と指示を行い、又は自ら調査を行うことがある。

イ いじめを受けた児童等に対し、教育支援センターにおいて生活・学習支援を行い、必要に応じ、カウンセラー等による相談を行う。

## 第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国基本方針、府基本方針、市基本方針を参酌し、法第13条の規定に基づいて、実情に応じ、自校におけるいじめ防止等の取り組みについて、校内組織のあり方、基本的な考え方、取り組みの内容等について「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めるものとし、策定した学校基本方針は、学校のホームページなどで公開する。

学校基本方針の策定には、次のような意義がある。

- ・ 学校基本方針に基づく対処が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対処が個々の教職員による対処ではなく、組織として一貫した対処となること。
- ・ いじめの発生時における学校の対処を予め示すことにより、児童等及びその保護者に対し、児童等が学校生活を送る上で安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・ いじめの加害児童等への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、加害児童等への支援につながる。

- ・ 学校基本方針に基づくいじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに係る取り組み、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価の評価項目に位置付け、検証し、取り組みの改善を図ること。あわせて、学校評価においては、いじめの有無やいじめの多寡のみを評価するのではなく、日常の児童等の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対処等が評価されることを教職員に周知徹底する。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

学校は、常設として「いじめ防止等の対策のための組織」（以下「いじめ防止対策委員会」という。）を置く。このいじめ防止対策委員会には、学校の管理職、教務主任、いじめ対策担当教員、生徒指導担当教員、学年主任、学級担任、養護教諭等の複数の教職員で構成する校内組織（以下「校内いじめ防止対策委員会」という。）に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを加えるほか、可能な限り、弁護士、医師、警察経験者等いじめ防止等のための専門的知識を有する者の参画を得るようにする。

なお、いじめ防止対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う組織であるので、他の組織と併せず、単独で設置することとする。

いじめ防止対策委員会（初動としては校内いじめ防止対策委員会）は、学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証等、いじめの疑いに係る情報があったときに、その情報の迅速な共有、関係のある児童等への事実関係の聴取、指導や支援の方針・体制の決定と保護者との連携などの対処に中核的役割を果たす。

特に、保護者や関係機関等からいじめについての訴えがあったときや、いじめの対処がうまくいかないケース、学校基本方針、年間計画の見直し等については、必ず外部有識者等により構成するいじめ防止対策委員会を開催する。

### 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

#### (1) いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるということを踏まえ、「しない、させない」児童等を育成するために、適応感、自己肯定感、そして自己有用感を育む指導に全ての教職員が取り組む。

ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修を行うとともに、全校集会や学級活動などで、児童等に対し「いじめは人間として絶対に許されない」ことの指導を徹底する。

イ 教育活動全体を通じて相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを学ぶ人権教育や道徳科の授業の充実により、児童等の社会性を育むとともに、幅広い体験の機会を設けて、自己肯定感を高めて他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培う。

ウ 分かる授業等を行ない児童等が主体的に学び、自信と充実感を持ち、あわせて教職員との良好な関係のもと、互いに認め合い、安心と落ち着きのある学校生活が送れるよう学校経営や学級経営を充実する。

エ 学級活動・児童会・生徒会活動等の特別活動の充実などにより、児童等が自らの問題について考え、議論する活動や、校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、児童等同士で悩みを聞きあう活動等、児童等自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。

## (2) いじめの早期発見

いじめについて、些細な兆候であっても、いじめの疑いを持ち、早い段階から複数の教職員で関わり、隠したり軽視したりすることなく、積極的な実態把握に努め、いじめが深刻化することがないように適切に対処することを徹底する。

児童等がSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童等にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は自覚し、これを踏まえ、児童等からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速に対処することを徹底する。あわせて、児童等や保護者が相談しやすい体制を整えることが必要である。

- ア 定期的なアンケート調査や教育相談の実施
- イ 保護者用いじめチェックシートの活用
- ウ 教職員と児童等の間に日常行われている個人ノートや日記及びいじめ発見のチェックリストの活用等
- エ 個人面談や家庭訪問の実施
- オ 人権感覚や感性を磨く校内研修の実施
- カ その他必要な取り組み

## (3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けた場合には、直ちに校長へ報告するとともに、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応する。学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、校長やいじめ防止対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反する。また、教職員は学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。

イ いじめられた児童等やいじめを知らせてきた児童等を徹底して守り通すとともに、加害児童等には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

また、加害児童等が、例えば、好意から行った行為が意図せずに被害児童等に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においても、法が定義するいじめに該当するため、事案をいじめ防止対策委員会へ情報共有することが必要になる。ただし、このような場合、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。

ウ いじめの疑いや訴えがあった場合には、いじめ防止対策委員会（初動としては校内いじめ防止対策委員会）が、速やかに関係児童等から事情を聴き取り、いじめ対策委員会において情報共有を行なった後は、事実関係を確認の上、組織的に対処方針を決定する。

エ 事実確認の結果は、遅滞なく、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童等の保護者に連絡する。

オ いじめの対処について、指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、必ず外部有識者等による指導助言を得るとともに、教育委員会へ報告する。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、警察署に連絡をする。

#### (4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめについては、その被害者に対する対処及び加害者に対する指導だけでなく、いじめを傍観していた児童等に対しても、自分の問題として捉えさせ、例えいじめを止められなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう

に指導する。また、はやし立てるなど同調していた児童等に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを十分理解させる。

#### (5) いじめの解消

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### ① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童等の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

##### ② 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消するまで被害児童等の支援を継続する

ため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

#### (6) いじめ解消後の継続的な指導

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分ありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童等及び加害児童等については、日常的に注意深く観察を行ない、適宜必要なケアを継続的に行う。

また、いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的に取り組む内容を検討し、いじめを許さない学校づくりの取り組みを計画的に進める。特に、いじめの再発防止にむけては、児童等が互いを理解し、認め合える人間関係を自ら作り出していく取り組みを推進する。

#### (7) SNSを含むインターネット（以下「インターネット」という。）やスマートフォン等を利用したいじめ（インターネット上のいじめ）への対応

インターネット上のいじめは、相手が直接見えないため軽い気持ちで誹謗・中傷等を行なってしまうこと、一度記録されると情報が短時間に広がり、その消去が困難であること、時間や場所に関係なく行なわれ、いじめの被害者が苦しみ続ける性質をもつことなどを教職員は自ら理解し、インターネット上のいじめに対する感覚を高めることが必要である。

また、インターネット上のいじめは、刑法上の名誉棄損や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得るとともに、児童等に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させることが必要である。

さらに、インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処できるよう、スマートフォン等へのフィルタリングの普及促進や情報モラル教育等、児童等への指導及びその保護者に対する必要な啓発活動を進める。

#### (8) 学校及び教職員の責務

学校は、いじめを早期に発見するため、児童等に対して定期的な調査を行うとともに、個別面談や児童等の実情に応じ必要な措置を講じる。なお、これらの調査や措置は、児童等が卒業後3年間は学校に保管しておくこと。教職員は、保護者等との連絡を緊密にしながら、教職員間で連携して、子どもの変化に気付くための配慮をしなければならない。教職員は、法の内容を理解し、いじめに気付いたとき、若しくは児童等又は保護者・関係機関等からいじめの訴えがあったときは、直ちに校長へ報告する。校長は、いじめの報告があったときは、速やかにいじめ防止対策委員会（初動としては校内いじめ防止対策委員会）において情報共有を図り、いじめの問題解決に向け、指導・支援の体制・対処方針について決定する。

## 4 その他留意事項

### (1) 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるような目標設定に努める。教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。

### (2) 地域や家庭との連携について

学校運営協議会やアドバイザー会議等には、当該学校がいじめに係る状況

及び学校基本方針等による対策について情報提供等を行ない、地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、連携・協働による取り組みを進める。また、家庭訪問や学校通信などを通して家庭との連携・協力を図る。

### (3) 個人情報の保護について

いじめ防止対策委員会に携わる外部有識者等は、いじめの調査等に際して知り得た全ての個人情報について、第三者に提供又は開示してはならない。なお、いじめ防止対策委員会から退いた場合も同様とする。

## 第4 重大事態への対処

### 1 重大事態の発生と調査

#### (1) 重大事態の意味

法第28条第1項第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」の判断は次のとおりとする。

- ア 児童等が自殺を企画した場合
- イ 人体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」の相当の期間とは年間30日を目安とする。

また、児童等の保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合には、学校は重大事態が発生したものとして取り扱う。

児童等又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言してはいけない。

## (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会へ報告する。報告を受けた教育委員会は、遅滞なく、市長へ事態発生について報告する。

## (3) 調査の趣旨及び調査主体について

いじめの重大事態については、市基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省)」に基づき適切に対処するものとする。

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行う。

調査の主体は、学校又は教育委員会が行うこととし、事案の特性等を踏まえ、その判断は教育委員会が行う。

## (4) 調査を行う組織について

調査を行う組織は、学校にあってはいじめ防止対策委員会が母体として、速やかに、当該重大事態の内容に応じた適切な専門家等を含む組織を設けて実施する。教育委員会にあっては子どもを守る会議が行う。この組織の構成については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者(第三者)とし、当該調査の公平性・中立性を確保するように努める。

#### (5) 事実関係を明確にするための調査の実施

事実関係を明確にするとは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったのか、いじめを生んだ背景事情や児童等の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他争訟への対応を直接目的とするものでないことは言うまでもなく、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

#### (6) 調査結果の提供及び報告

教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明するとともに、市長に報告する。

## 2 調査の報告を受けた市長による再調査及び措置

いじめに係る重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、必要があると認めるときは、再調査を行うことができる。市長が再調査を行った場合はその結果を市議会に報告しなければならない。

## 第5 その他

教育委員会は、市基本方針が実情に即して機能しているかどうか適宜点検し、必要に応じて見直すとともに、必要な策を講じる。